

「Q1.1.1 断熱等性能の確保」「LR1.1.1 設備と躯体による省エネ」の根拠資料について

5 「住宅性能表示基準 5 温熱環境・エネルギー消費量に関すること」を用いて評価する
二つの採点項目「Q1.1.1 断熱等性能の確保」「LR1.1.1 設備と躯体による省エネ」の評価
において、公的認証等を取得し下記の二次資料が提出できる場合、および設計・施工指針
によるレベル4評価の場合に限り、IBECにて申請を受け付けます。計算によって評価を行
い、その計算が自己評価による場合は IBEC 以外の評価認証認定機関への申請をお願いします
10 ず。

1. 「Q1.1.1 断熱等性能の確保」

レベル4評価の場合

15 以下に例示する平成25年省エネ基準の外皮性能の計算が第三者によって審査され
ていることを示す公的認証等

- ①低炭素建築物の技術的審査適合証（または認定通知書）
- ②住宅性能評価書
- ③長期優良住宅の技術的審査適合証（または認定通知書）

20 ただし、②③については「5-1 断熱等性能等級」で取得したものに限り。
「5-1 省エネルギー対策等級」で取得したものは不可。

レベル5評価の場合

25 上記レベル4で示した公的認証等に加え、当該認証取得時に用いた外皮性能計算書
(1~7 地域は U_A 値、8 地域は η_A 値がレベル5評価となることを示すこと。)

2. 「LR1.1.1 設備と躯体による省エネ」

レベル4評価またはレベル5評価の場合

30 以下に例示する、平成25年省エネ基準の一次エネルギー消費量の計算が第三者によ
って審査されていることを示す公的認証等、および当該認証等の取得時に用いた一次
エネルギー消費量計算書。

※太陽光発電とコージェネレーションの両方が設置されている場合は、太陽光発電
が「あり」「なし」2条件での計算書（評価マニュアル p.101 参照）

- ①低炭素建築物の技術的審査適合証（または認定通知書）

- ②住宅性能評価書 ※2015年4月1日以降

35 ただし「5-2 一次エネルギー消費量等級」を表示したものに限り。

以上